

和解案の受諾について

市が被った損害の賠償に関し、相手方と次のとおり和解をする。

第1 相手方 住所 小松島市●●●●
氏名 ●●●●

第2 和解案

- 1 相手方は、平成27年4月1日から令和2年11月10日までの間、市営●●住宅●●号室を不法に占拠したことに関し、当該期間にかかる当該市営住宅の家賃相当額の損害賠償金として、908,700円の債務があることを認め、これを市に支払う。
- 2 前項の損害賠償金は、毎月20,000円の分割により支払う。

令和2年11月10日 専決第15号

小松島市長 中山 俊雄

事件の概要（参考）

(1) 損害賠償請求

相手方は、市が明渡し認定を行った日の翌日である平成27年4月1日から令和2年11月10日までの間、市営●●住宅●●号室にある相手方所有の荷物を撤去せず、不法に占拠したことから、市は、相手方に対し、当該期間の家賃相当額として、908,700円の損害賠償請求を行った。

(2) 和解案の受諾

前号の損害賠償請求に対し、相手方から、当該請求にかかる債務があることを認めること及び当該債務につき毎月20,000円の分割により履行することを内容とする書面の提出があった。市は、令和2年11月10日付け専決処分により、この和解案を受諾した。